

消費者教育副教材『エブリディ 消費者!』の正誤表

○ワークブック正誤表

ページ	正	誤
P 3 4行目・6行目	<u>2</u> マス	<u>4</u> マス

○指導書正誤表

ページ	正	誤
P 2 11行目	評価 <u>規</u> 準例	評価 <u>基</u> 準例

○指導書加筆箇所

P 8

ワーク 1-1 の解説

※「おこづかいをもらう」ことは契約か

ある者が相手方に無償で財産を与える旨を示し、相手方がそれを受け入れる旨の約束を「贈与」といい、贈与は民法第549条に定められた契約である。したがって、親から子へこづかい（金銭）を渡すことは「契約」であるという考え方もある。

しかし、ワークの回答においては、契約にあたらなかった。

その理由は、親は未成年の子の財産管理権を持ち（民法第824条）、未成年の子は父母の親権に従わなければならない（民法第818条）から、親が未成年の子にこづかいを渡す行為は親権の範囲内の行動であり、小遣いをいくら与えるのか、または全く与えないかの判断も親権の範囲内であると考えられ、単純に双方の意思表示の合致によるものであるとは言い難いからである。

なお、仮に親子間のこづかいの授受が贈与契約であるとした場合、その内容を書面によって取り交わしていないときは、実際にこづかいのやりとりがされるまで、親は一方的に契約を撤回することができる（民法第550条）。